

京都市会委員会条例の一部を改正する条例（平成19年3月29日京都市条例第54号）（市会事務局政務調査課）

地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）の施行に伴い、次のとおり必要な措置を講じることとしました。

- 1 議長が市会の会議に諮らずに委員会の委員を指名することができることとします。（第5条関係）
- 2 委員会の委員が辞任しようとするときは、市会の許可ではなく、議長の許可を受けなければならないこととします。（第6条関係）
- 3 会議の概要、出欠席委員の指名等必要な事項を記載した記録は、電磁的記録によることができることとします。（第20条関係）
- 4 収入役に係る規定の整備を行います。

上記4の改正は平成19年4月1日から、その他の改正は同年3月29日から施行することとしました。

京都市会委員会条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市条例第54号

京都市会委員会条例の一部を改正する条例

京都市会委員会条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「収入役」を「会計管理者」に改める。

第5条第1項及び第3項中「，会議に諮って」を削り，同条に次の1項を加える。

5 議長は，第1項の規定により委員を指名したとき，又は第3項の規定により委員の委員会の所属を変更したときは，その旨を市会に報告しなければならない。

第6条第1項中「市会の」を「議長の」に，「得なければ」を「受けなければ」に改め，同条第2項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 議長は，前項の規定により市会運営委員及び特別委員の辞任を許可したときは，その旨を市会に報告しなければならない。

第18条第1項中「昭和22年法律第67号」を「以下「法」という。」に改める。

第20条第2項中「前項」を「前2項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の記録は，電磁的記録（法第123条第1項に規定する電磁的記録をいう。）によることができる。この場合における前項の署名については，同条第3項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の改正規定及び次項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役として在職するものとされた者がその職にある間は、この条例による改正後の京都市会委員会条例第2条第1号の規定の適用については、同号中「会計管理者」とあるのは、「収入役」とする。

(市会事務局政務調査課)